

観光地スペースシェア事業補助金 公募要領

関門地域行政連絡会議
〔北九州市企画調整局政策部政策調整課
下関市総合政策部企画課〕

第1 事業の目的

北九州市及び下関市では、観光分野の経済活動から、新たな地域振興が生まれる好循環を生み出すことを目的に、関門地域経済の活性化につながる施策を行っています。

観光地スペースシェア事業では、遊休スペースを活用したサービスの提供、運営による関門地域の新たなにぎわいづくり、観光サービスの開発につながる事業を行う事業者を支援し、多様な人の交流のある関門地域の観光地としてのブランド向上を推進します。

第2 事業概要

関門地域において、遊休スペースを活用したサービスの提供、運営による関門地域の新たなにぎわいづくり、観光サービスの開発につながる事業を支援することとし、それに係る経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次の全てに該当する民間事業者とします。

民間事業者とは、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるものをいいます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項、または下関市契約規則（平成21年下関市規則第29号）第3条第3項の有資格者名簿に記載されていること。（契約締結時までに当該名簿に記載される見込みである者を含む。）
- (3) 北九州市及び下関市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て

- (5) 補助対象者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の総括責任者が当該事業を担当できること。

2 補助対象事業

関門地域の遊休スペースを活用したサービスの提供、運営による新たなにぎわいづくり、観光サービスの開発及び観光地としてのブランド向上の推進につながる事業を補助対象とし、以下の条件を満たすものとします。

土地について

- (1) 場所は、原則、別紙「指定する場所」とする。
- (2) 土地の使用に関しては、当該土地の所管課と貸付契約を締結し、その占有面積に応じて使用料を納付すること。【概算使用料（参考）：1㎡あたり約1,865円/年】
- (3) 上記占有地以外の敷地の利用について、テーブル・椅子設置を可能とする。ただし公共用地として、一般開放すること。
- (4) ボランティアで当該土地の維持管理に携わる団体と連携を取りながら進めること。

構築物等について

- (1) 各種用途地域に係る基準を順守すること。
- (2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産は、事業終了後もその処分を制限する。（処分制限期間については、要綱第21条を参照）
- (3) 事業終了後は原状復帰すること。
- (4) 暴風措置を取る等、利用者の安全を優先すること。

路面電車の活用について

- (1) 事業終了後は原状復帰すること。
- (2) 内部の改装や使用等については、連絡会議及び路面電車保存会と協議の上実施すること。
- (3) 使用に関しては、路面電車の所管課へ行政財産の目的外使用許可を受け、定められた使用料を納付すること。【概算使用料（参考）：路面電車使用 約64,620円/年】

企画案について

- (1) スペースの利用モデルケースを提案し、具体的な実施案を提示すること。
（利用例：ファーマーズマーケット、雑貨販売、移動販売車、カフェ等）
- (2) 音楽の大音量等、近隣住民の生活の妨げになるような使用の禁止。（イベント含む）

補助対象経費について

- (1) 補助対象となる経費は、交付決定後の令和元年度内に事業着手し、令和元年度内に支出する経費とする。（要綱第4条別表を参照）

運営期間について

- (1) 運営期間は、事業開始から令和3年3月31日までとすること。
- (2) 開催日、頻度については、事業スケジュールを提案すること。
- (3) 構築物を設置する場合、各種許可申請（建築許可、消防法の許可等）に係る期間を考慮し、スケジュールを作成すること。

その他

- (1) 運営期間中においては、敷地内の管理維持（清掃含む）に努めること。
- (2) 毎月の土地の利用内容・売上・利用人数等の報告を行うこと。
- (3) 本事業における効果指標として、利用者満足度、当該施設の来訪者数及び当該事業特有の指標（外国人観光客等）等について、定期的に計測し、報告できること。

3 補助率、補助上限額、補助対象経費

要綱第4条別表を参照してください。

※ 補助対象経費は、交付決定後の令和元年度内に事業着手し、令和元年度内に支出する経費を補助の対象とします。

4 補助対象期間について

交付決定日～令和2年（2020年）3月15日

ただし、補助金交付年度終了後、令和3年3月31日まで事業を継続し、毎月、実施状況等について連絡会議に報告すること。

第3 申請手続き等

1 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 質問書の受付 | 令和元年8月9日（金）12：00【必着】 |
| (2) 質問書に対する回答 | 令和元年8月14日（水） |
| (3) 参加表明書の受付 | 令和元年8月16日（金）12：00【必着】 |
| (4) 申請書類の提出 | 令和元年8月23日（金）12：00【必着】 |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和元年8月26日（月） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和元年9月上旬 |

2 参加表明書の受付

本企画提案への参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

- (1) 提出様式
企画提案公募参加表明書（様式1）
会社概要（既存のパンフレット写し等）
- (2) 受付期間
公募開始～8月16日（金）12：00【必着】
- (3) 提出方法

ファクシミリにて提出。

【提出先】 関門地域行政連絡会議事務局

（北九州市企画調整局政策部政策調整課）FAX：093-582-2176

（担当：花田・清原）

※会社概要について、FAXでの送付が困難な場合は、郵送によりご提出ください。

※提出期限までに、事務局に電話でFAX到着確認をしてください。

3 参加資格の確認結果の通知

参加表明書を提出した事業者全員に対し、電子メールにて参加資格の確認結果を通知します。確認結果によって参加承認を受けた事業者（以下「参加者」という。）のみ企画提案書による提案ができます。

※参加表明書を提出したにもかかわらず参加資格の確認結果の通知がない場合は、**8月19日（月）17：00までに**、事務局に電話でご連絡ください。

4 申請方法

(1) 提出書類

- ① 様式2 観光地スペースシェア事業企画提案書
- ② 様式3 会社概要
- ③ 様式4 同種業務実績
- ④ 様式5 業務実施体制及びスケジュール
- ⑤ 様式6 業務の企画提案
- ⑥ 様式7 収支予算書
- ⑦ その他添付書類【任意様式】

・事業終了時（令和3年3月31日）までの経営計画（月単位の大まかな収支が分かる程度）**※必ずご提出ください。**

・定款・組織図、運営体制図（様式5等を含む場合は省略可）

・工程表・完成予想図（様式5及び様式6等を含む場合は省略可）

※ 申請書類については、できるだけ簡潔にご記載ください。

上記に記載してある全ての申請書類を、電子データで提出してください。

なお、電子データでの提出が難しい場合、事務局に個別にご相談ください。

※ 上記以外にも採否の判断にあたり、必要な資料の提出を求められることがあります。

(2) 受付期間

令和元年8月19日(月)～8月23日(金) 12:00【必着】

(3) 提出方法

電子データはメールにて「10 事務局」へ提出。

一度提出されたデータの返却はできません。

5 質疑

本補助事業に対する質問がある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、参加者全員に通知します。

(1) 提出様式

質問書(様式9)

(2) 提出期限

令和元年8月9日(金) 12:00【必着】

(3) 提出方法

「10 事務局」あて電子メール

(4) 回答予定

令和元年8月14日(水)

6 審査

(1) 審査実施方法

提出された書類に基づき、審査委員会で事業の選定を行います。提出する書類については、記載漏れ等がないように十分注意してください。

なお、審査委員会では事業内容等について、補助金申請者(以下、「申請者」という)から、提出書類に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。

【プレゼンテーションの実施】

実施日(予定) 令和元年8月26日(月)

実施場所(予定) 北九州市役所内 (北九州市小倉北区内1-1)

実施要領

- ・ 出席者は、申請書に記載された担当者を含み、最大3名までとする。
- ・ プレゼンテーションは1社約15分程度(説明10分、質疑5分程度)を想定し、順次個別に行う。
- ・ プレゼンテーションは原則、提出した書類で行う。
(パソコン、プロジェクター、スクリーン使用不可)
- ・ プレゼンテーションの順番は、連絡会議が申請書を受理した順番とする。
- ・ 日時・場所等の詳細については、別途通知する。
- ・ プレゼンテーションに出席しない場合、補助申請の意思がないものとみなし、選定しない。

(2) 審査結果

審査結果による事業認定の適否の通知は、**令和元年8月30日(金)までに、申請者全てに通知します。**

なお、審査結果及び経過に関する問い合わせ、または、異議等については一切応じません。

7 選定件数 1件

8 補助金重複受領の禁止

本補助金の交付を受け実施する事業（補助対象経費部分）においては、重複して他の団体（国・自治体含む）の公的な補助金等の交付を受けることはできません。重複受領の事実が判明した場合は、採択の取消を行うことがあります。

9 その他

- ① コンペに必要な経費はすべてコンペ参加者の負担とする。
- ② 提出書類の提出後は、修正・差替え再提出を不可とする。提出物等は返却しない。
- ③ 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、すみやかに事務局へ参加辞退届（様式8）を提出して下さい。
- ④ 以下のいずれかに該当する場合は、失格として扱い、上記「6 審査」に記載する選定を取り消すことがあります。
 - ・企画提案書等に虚偽の記載がある場合
 - ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・その他、不相当と認められた場合

10 事務局

〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1

関門地域行政連絡会議事務局（北九州市企画調整局政策部政策調整課）

担当：花田・清原 TEL：093-582-2156 FAX：093-582-2176

E-mail kikaku-seisakuchousei@city.kitakyushu.lg.jp